

令和2年1月31日

事業所名 : \_\_\_\_\_  
代表者名 : \_\_\_\_\_

村松商工会  
村松青色申告会

## 所得税・消費税に係る個人事業者の青色申告等 「決算・確定申告」個別相談会について（ご案内）

個人事業者の所得税に係る青色申告等決算・確定申告（申告期限：3/16）のための専門家（税理士）及び職員による相談会を下記の通り実施いたします。

つきましては、混雑を避け、期限内申告に不備のなきよう対応するため、個別に日時を指定させていただきますので、必要書類等を作成・整備のうえ、指定日にお出で下さるようお願ひいたします。尚、今年度は消費税率引上げ・軽減税率制度導入により作成作業に時間を要することから、期日厳守とともに、必要書類に落ちのないよう準備願います。

記

### 1. 税理士及び職員による個別相談会

- (1) 指定日：令和2年 \_\_\_\_月\_\_\_\_日（\_\_）\_\_\_\_\_（※期日厳守でお願いします。）  
《午前の部／9:00～11:30 午後の部／13:00～15:30》
- (2) 会場：村松商工会 2階大会議室
- (3) 内容：作成・持参いただいた関係書類に基づき、決算書・確定申告書を作成、提出いたします。ご不明な点や、やむを得ず上記日程に都合がつかない場合は、必ず事前に商工会（電話：58-2201）へご連絡下さい。

### 2. 必要書類（作成・用意していただく関係書類）

- (1) 「確定申告のお知らせ」ハガキ（税務署から郵送されますので必ず持参願います）  
※税務署から「申告書用紙」は送付されません。代わりに、利用者識別番号や予定納税額が記載された「確定申告のお知らせ」ハガキが送付されます。
- (2) 生命保険料・地震保険料・小規模企業共済等の所得控除証明書（保険会社発行のもの）
- (3) 国民年金・国民健康保険の控除・納付証明書（厚生労働省・市役所発行のもの）
- (4) 平成31年1月～令和元年12月に支払った医療費の領収書等（医療費控除等を受ける場合）  
※同封の「医療費控除の明細書」により、事前に集計・作成して下さい。
- (5) 給与所得や雑所得（公的年金等）がある場合は、その「源泉徴収票」
- (6) 売上・仕入・経費を月別に集計した書類（同封の「決算集計表」をご活用下さい。）  
※現金出納帳や元帳（売上帳・仕入帳・経費帳等）に基づいて作成して下さい。
- (7) 「個人番号（マイナンバー）」本人確認書類  
「個人番号カード」（両面）のコピー又は「通知カード」（市役所から送付されたもの）  
と運転免許証のコピー
- (8) 前年分（30年分）・前々年（29年分）の決算書・確定申告書の控（写し）

（裏面へ続く）

### 3. 決算にあたり確認・整理・用意していただく事項

※消費税の課税事業者は、売上(本則課税は、仕入・経費も)を「1~9月分(8%)」と「10~12月分(10%)」に区分し計算する必要があります。また、軽減税率適用商品を扱う方は、「10~12月分」の売上等についても(8%)と(10%)に区分して書類を作成する必要があります。

- (1) 期末(12月31日時点)の売掛金・未収金(売上・雑収入に加算)の金額
- (2) 期末(12月31日時点)の買掛金・未払金(仕入・経費に加算)の金額
- (3) 期末(12月31日時点)の棚卸表(商品・材料等の在庫残高の明細)
- (4) 機械や車両、什器備品等償却資産の見積書・契約書・領収書  
(購入した場合:10万円以上 修理した場合:20万円以上)
- (5) 下取り、廃棄した償却資産の明細(下取り金額がわかるもの)
- (6) 水道光熱費・通信費・車両関係費等の家事費按分割合
- (7) 不動産所得や農業所得がある場合は、その収支明細書(所得証明書等)

### 4. 決算指導手数料について

業務量に基づいた決算書・申告書等各種書類作成に係る手数料をご負担いただいております(※相談会当日納入願います。金額等については商工会へお問合せ下さい)。

### 5. その他(重要なお知らせ)

前記2. 必要書類(1)に記載の「確定申告のお知らせ」ハガキが申告に必要となりますので、必ずご持参下さい。(ハガキは下記のとおりです。紛失しないようご注意下さい)

※商工会経由で申告書を提出し、納付書(現金納付)により納税している方は、封書による「お知らせ通知書」が送付されますので、それをご持参願います。

#### 【お知らせハガキ及びお知らせ通知書のイメージ】

(お知らせハガキ)



(お知らせ通知書)



「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載

